

令和7年度の人権教育重点施策

人間尊重の精神を基盤とする人権教育を総合的に推進し、多様な価値観や生き方を認め合い、人権が守られる社会をつくります。

1 人権教育の総合的な推進

- (1) 教育委員会事務局各部署の横断的な連携を強化し、2016（平成28）年に開催されたG7教育大臣会合で取りまとめられた「倉敷宣言」やSDGsの視点に立った、人権教育施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- (2) 学校園・家庭・地域社会のそれぞれの機能や役割を十分踏まえながら、学校教育と社会教育が連携した取組を推進します。
- (3) 高校や大学、NPO、企業等との連携・協働を強化して人権教育を効果的に推進します。
- (4) 学校園・家庭・地域社会における人権教育を効果的に推進していくために、関係部署等が実施している各種調査結果の活用を図り、人権教育の推進状況の把握に努めます。



ふれあい人権フェスティバルにおける大学生による絵本の読み聞かせ

2 学校園における人権教育の推進

- (1) 学校園においては、子どもが、その発達段階に応じ、学校園の教育活動全体を通じて、人権の意義・内容等について知的理解を深め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重された社会づくりに向けた行動につながるよう指導します。
- (2) 教職員の人権意識の向上及び人権教育に関する指導の充実を目指して、職務内容や職階、ライフステージに応じた教職員研修の充実を図ります。多様な視点で人権課題を取り上げるとともに、参加体験型研修を多く取り入れることで、指導力の向上を図ります。



ポジティブな行動支援等の積極的な推進

3 家庭・地域社会における人権教育の推進

- (1) 子どもの人権教育を支える観点から、保護者が人権問題を正しく理解し、人権感覚と実践力を身に付けるため、PTA人権教育推進事業のさらなる充実を図ります。
- (2) 地域住民が、様々な人権問題についての理解と認識を深め、自らの課題として日常生活に生かせる人権感覚と実践的な態度を身に付けるために、人権学習推進事業の一層の充実を目指します。
- (3) 人権尊重の理念を普及させるために、子どもの制作した人権ポスター等の展示を通して、人権意識の向上を図ります。



人権ポスターの募集・展示